報道資料

千葉県
水資源機構

CHIBA
Chiba Prefectural Government

令和８年１１月１３日
県土整備部河川環境課
電話　０４３-２２３-３１４９
独立行政法人水資源機構
電話　０４７-４８３-０７２２

北印旛沼の堤防決壊に伴う水位情報等の運用の変更について

令和８年台風第２５号により北印旛沼の堤防決壊が発生したことから、避難指示の目安となる基準水位を引き下げて運用していましたが、決壊箇所の緊急復旧工事が完了し、決壊箇所以外の応急復旧工事も完了したことから、下記のとおり運用を変更するとともに、沼の管理水位を決壊前の従来の水位に戻します。

１．概要

北印旛沼では、堤防決壊を受け、避難を促す情報である「レベル４氾濫危険情報」について、北印旛沼水位観測所の水位が２．６５ｍに達した際に関係市町へ通知する運用としていましたが、決壊箇所の緊急復旧工事が完了し、決壊箇所以外の応急復旧工事も完了したことから、関係市町への通知基準を従来の氾濫注意水位である３．４０ｍに変更します。

また、緊急安全確保を促す情報である「レベル５氾濫発生情報」については、北印旛沼水位観測所の水位が２．８０ｍに達した際に関係市町へ通知する運用としていましたが、北印旛沼及び西印旛沼において、巡視等により氾濫発生を直接覚知したときに関係市町へ通知する運用に変更します。

なお、(独)水資源機構が現在２．００ｍを下限として管理している印旛沼の水位については、従来の管理水位である２．３０ｍ（常時満水位）に戻します。

２．情報伝達を行うタイミング

・レベル４氾濫危険情報（避難を促す情報）

引き下げ後の基準：北印旛沼水位観測所　２．６５ｍに達したとき

⇩

変更後基準：北印旛沼水位観測所　３．４０ｍに達したとき

（従 来 基 準：北印旛沼水位観測所　４．２５ｍに達したとき）

・レベル５氾濫発生情報（緊急安全確保を促す情報）

引き下げ後の基準：北印旛沼水位観測所　２．８０ｍに達したとき

⇩

新たな基準：巡視等により氾濫発生を直接覚知したとき

	北印旛沼	西印旛沼
レベル４氾濫危険情報		
従来基準	４．２５ｍ	４．２５ｍ
9/28 引き下げ後	２．６５ｍ	４．２５ｍ
11/13 今回変更	３．４０ｍ（本復旧完了まで）	４．２５ｍ
レベル５氾濫発生情報		
従来基準	なし	なし
9/28 引き下げ後	２．８０ｍ	なし
11/13 今回変更	氾濫発生を直接覚知したとき	氾濫発生を直接覚知したとき

※水位周知河川に指定するまでの当面の対応として、北印旛沼及び西印旛沼において、巡視等により氾濫発生を直接覚知したときは、報道発表を行うこととします。

３．管理水位

従来の管理水位（非かんがい期）　：２．３０ｍ（常時満水位）

⇩

10/ 3 引き下げ後の管理水位　：２．００ｍ（下限として管理）

⇩

11/13 今回変更の管理水位（非かんがい期）：２．３０ｍ（常時満水位）

４．適用日

令和８年１１月１３日